

業務委託仕様書

1. 業務名

土岐市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務

2. 目的

国や県の動向、土岐市における高齢者の状況等を的確に把握し、土岐市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、土岐市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

3. 期間

契約日から令和9年3月 31 日まで

4. 準拠法令、関連計画等

本計画は、土岐市総合計画を上位計画とし、土岐市の高齢者福祉に係る総合的な施策を定める計画で、介護保険法第 117 条に規定されている「介護保険事業計画」と、老人福祉法第 20 条の 8 に規定されている「老人福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、次に掲げる国や岐阜県が高齢者福祉・介護保険事業に関して示す指針、計画等や土岐市の関連計画である社会福祉法に基づく土岐市地域福祉計画、健康増進法に基づく土岐市健康づくり計画（健康とき21）等との整合を図り策定するものとする。なお、本計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく、土岐市認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

(1)介護保険法

(2)老人福祉法

(3)介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(4)その他高齢者福祉、介護保険事業に関連する法令等又はその法令等に基づき国や岐阜県が示す計画等

(5)土岐市総合計画、土岐市地域福祉計画、土岐市健康づくり計画（健康とき21）等の関連計画

5. 提出書類

受託者は契約締結後速やかに次に掲げる書類を提出し、土岐市の承認を受けなければならない。

(1)工程表及び業務実施計画書

(2)着手届

(3)その他、土岐市が必要と認める書類

6. 工程管理

受託者は、工程表及び業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

7. 個人情報の保護

受託者は、個人情報外部に漏れない対策を施した管理下で作業等を行わなければならない。

8. 委託内容

本計画策定に係る業務全般について支援を行う。本業務は、国及び岐阜県が示す基本指針に沿って必要な業務を行い、土岐市の現状及びサービス等の需要分析に資する内容となるものとし、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)令和7年度業務

ア. 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、土岐市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、土岐市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

イ. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者、介護予防・日常支援総合事業対象者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 2,200票(回収率70%想定)
調査方法	郵送配布、郵送回収、WEB回収(郵送による回答と重複が無いように対応する)
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

- ① 日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。
- ② 調査票は、受託者が専門的知識と委託者の意向をふまえ原案を作成し、協議のうえ修正を行い完成させる。調査項目については、今年度国が示す予定となっている「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、土岐市独自設問も加えた内容で作成する。
- ③ 調査票印刷、封筒の印刷、発送回収、入力、集計、分析、報告書作成までの一連の業務全般を担う。この一連の業務内で発生する費用は受託者が負担する。
- ④ 料金受取人払いの申請は受託者が実施する。
- ⑤ 調査票等を封入、封緘し発送を行う。なお、調査対象者の宛名シールについては、土岐市の指示する白の宛名シール(対象者の1.1倍程度の数)を受託者が用意し、宛名出力作業(抽出データ出力作業)は土岐市にて行う。
- ⑥ 発送又は回収の費用は受託者が負担し、回収された調査票は受託者において業務完了時まで保管する。
- ⑦ 調査票の配布先や種類等が検討後に変動した場合は対応する。

ウ. 在宅介護実態調査

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	認定調査の対象となる高齢者の家族
配布数	1種 400票(回収率90%想定)
調査方法	認定調査員による聞き取り調査、郵送配布、郵送回収
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

- ① 介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービス

の検討のための基礎資料とするため、要介護認定申請者の家族を対象とした調査を行う。

- ②調査は、土岐市が、要介護認定調査と併せて認定調査員により実施する。調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、土岐市が行う。
- ③郵送配布、郵送回収の業務に発生する費用は受注者が負担する。

エ. アンケートの分析・調査結果の取りまとめ

- ①報告書は、調査の趣旨や回答者の属性、分析結果のまとめ等を記載し、調査結果の内容をグラフや図表を用いて分かりやすく記載する。
- ②報告書の資料編には、調査に使用した調査票を記載する。
- ③その他の回答はデータ化し、必要に応じて取りまとめを行う。自由回答については、カテゴリーに分けて取りまとめを行うこと。
- ④クロス集計結果等に有意差検定を実施する等統計的な専門性を活かすこと。
- ⑤事後のクロス集計が可能なシステムファイル(exe ファイル)を提供すること。
- ⑥調査結果を基に、国・県へニーズ等を報告する際は、データ作成に関する必要な支援を行う。

(2) 令和8年度

ア. 給付実績集計・分析の実施

土岐市が提供する国保連給付実績データ(地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等)に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

イ. 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート(エクセル版を想定)により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

ウ. 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

共生社会の実現を推進するための「認知症基本法」が施行され、地域包括ケアシステムのさらなる充実及び拡充、介護予防・健康づくりの推進など、様々な課題に対応できる介護保険制度を構築するため、第9期計画の分析結果及び計画内容を十分活用したうえで第10期計画の策定を行う。

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

エ. 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

オ. パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを土岐市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行う。

(3) 令和7～8年度

ア. 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(5回程度)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

イ. 国の会議などの情報提供及び先進事例の情報提供

- ①全国の先進事例や同等規模自治体の取組み内容を参考にする場合がある。そのため計画策定に伴う各検討組織及び土岐市事務局に対し、施策検討の資料として、全国都市の特色ある施策の事例提供を行うこと。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を取りまとめたうえ提供すること。
- ②今後の国の介護保険事業制度に係る情報が定期的に示される会議について、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

9. 成果品

- (1)アンケート調査報告書(A4判、100 頁程度、1色刷):データ納品
- (2)本計画 製本版(A4判、100 頁程度、表紙4色、本文1色刷):200 部
- (3)本計画 概要版(A4判、8 頁程度、4色刷):17,500 部
- (4)上記データ一式

10. その他

- (1)本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ土岐市と協議し、決定すること。
- (2)当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合は、土岐市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (3)主担当者等は、高齢者福祉及び介護保険事業の知識を多く有し、かつ、他自治体等での福祉に関する計画等の作成業務における経験が豊富で、積極的かつ的確な助言等が可能な者とする。
- (4)原則、提案時に設定した担当者等の変更は、行わないものとする。やむを得ない事情の場合は、事前に委託者と協議し、委託者の承諾の上で変更を行うものとする。
- (5)アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に行うことが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得し1回以上更新していること。
- (6)本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいたった計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、令和元年度以降に、土岐市と同等規模の団体及び県内自治体の介護保険事業計画策定実績を有していること。
- (7)「ISO9001」などの品質保証に関する外部認証を取得していること。
- (8)本業務は、高齢福祉だけでなく社会福祉の幅広い知識を必要とするため、社会福祉士等の専門的な資格を有する研究員を含めた業務実施体制とする。なお、突発的な打合せにも対応できるよう名古屋圏域に常駐する職員を担当者として行うこと。
- (9)統計分析に関する専門資格(専門統計調査士等)を有する研究員を含めた業務実施体制とすること。